

総監選挙規則

第1章 総則

目的

本規則はANS総合規則 第2章 運営部 総監に定める総監の選出方法を定めることにより、運営の透明性とコミュニティの健全な発展に寄与することを目的とします。

適用範囲

本規則はANSの総監選挙における全ての参加者および運営部に適用されます。

第2章 立候補

資格

総監選挙に立候補できる者は、ANS総合規則 第1章 総則 定義に定める参加者の内、以下の各号の要件を全て満たさなければなりません。

1. ANSwiki及びDiscordサーバーにおいて、6ヶ月以上の活動実績があること
2. 過去1年以内に、ANS総合規則又はその他の規定に基づく警告または処罰を受けていないこと
3. ANSの運営に真摯に関わる意思があること
4. 災害や勉学等の社会通念上、許容される理由以外の極めて個人的な理由により総監の職を放棄しない責任感を持つこと

立候補の届け出

立候補を希望する者は、定められた期間内に、選挙管理委員会が指定する方法で届け出を行わなければなりません。

届け出には、以下の情報を含めるものとします。

1. 立候補者の氏名(ハンドルネーム)
2. 推薦者の氏名(ハンドルネーム)
3. 立候補者の簡単な自己紹介及びANS内外の創作実績
4. 総監としての抱負、公約

推薦者

総監選挙に立候補する者は推薦者を1名以上必要とします。

推薦者は、[ANS総合規則 第1章 総則 定義](#)に定める参加者の内、以下の各号の要件を全て満たさなければなりません。

1. ANSwiki又はDiscordサーバーにおいて、3ヶ月以上の活動実績があること
2. 過去6ヶ月以内に、ANS総合規則又はその他の規定に基づく警告または処罰を受けていないこと
3. ANSの運営に対して責任を持ち、より良い創作の為の総監を推薦する意思があること

第3章 選挙過程

告示及び投票日等

告示日、立候補募集日、立候補締切日、選挙日の具体的な日程は選挙管理委員会が定めますが原則として以下の各号に従うものとします。

1. 選挙の期日は、少なくとも14日前に告示しなければなりません
2. 選挙管理委員会は、投票日の14日前から、立候補希望者を募集します
3. 投票期日は、立候補申請締切日から投票終了日までの原則として7日間とします

選挙運動

選挙運動は、立候補者及び推薦者のみが可能です。

選挙運動は、立候補申請締切日より6日間とします。ただし、選挙運動は選挙管理委員会が指定する方法に従わなければなりません。

投票資格

投票できる者は、[ANS総合規則 第1章 総則 定義](#)に定める参加者の内、以下の各号の要件をすべて満たさなければなりません。

1. ANSwikiにおいて創作を行っている又はDiscordサーバーに参加している者
2. 総監選挙の投票日時点で、ANS総合規則に基づく警告または処罰を受けていない者

投票方法

投票は、選挙管理委員会が指定する投票システムを利用して行います。

投票は1人1票とし、有権者は立候補者の中から1名に投票します。

開票と当選者の決定

投票期間終了後、選挙管理委員会は速やかに開票を行います。

最も多くの票を獲得した候補者が、次期総監に当選します。

得票数同数

得票数が同数であった場合は、選挙管理委員会が定める方法により決選投票を行います。

前条による決選投票でも同数であった場合又は当初から2名での選挙であった場合は、現総監が当選者を指名します。ただし、立候補者に現総監が含まれる場合は、[ANS総合規則 第2章 運営部 構成](#)に定める序列により高い順番から指名を行います。

信任投票

立候補者が1名だった場合、当該1名による信任投票を実施します。信任投票では信任又は不信を問い合わせ、信任数が不信票数を上回った場合に当選します。

第4章 総監の交代

新総監の就任

当選者は、選挙結果が確定した翌日から次期総監として就任します。

現総監は、新総監への円滑な引き継ぎに努めなければなりません。

辞任と補欠選挙

総監が[ANS総合規則 第2章 運営部 任期、辞任及び指名](#)に定める場合により辞任又は総監が職務の継続が困難であると運営部が判断した場合は、速やかに補欠選挙を実施します。ただし、補欠選挙で選出された総監の任期は、前任者の残任期間とします。

第5章 雜則

選挙管理委員会

総監選挙を実施する場合、選挙管理委員会を臨時組織します。

選挙管理委員会は両審査官により構成されます。ただし、審査官が立候補又は推薦を行う場合は、一方の審査官が指名するか、運営部が指名します。この際、審査官の指名が優先されます。

選挙管理

総監選挙に関する管理は、選挙管理委員会が責任を持って行います。

規則の改正

本規則の改正は、ANS総合規則の規定に従うものとします。

附則

本規則の施行日は、○年○月○日とします。